

振替請求の一時停止機能に係る改善等に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

平成 23 年 8 月 17 日  
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

今般、外国株券等保管振替決済制度に係るシステムについて、利用者の利便性向上の観点から、振替請求の一時停止機能利用に係る改善等を実施する。

これらに伴い、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則について一部改正する。

2. 改正概要

(備 考)

(1) 振替請求の一時停止機能の利用に係る利便性の向上

- |   |      |             |
|---|------|-------------|
| ① 「一時停止・同解除申告（未了分）」について、現在は振替日の 9 時から入力が可能となっているが、これを 7 時から可能とする。     | 別表 1 | 1 (1)、3 (1) |
| ② 「前日振替請求（振替未了分）」の訂正・取消について、現在は振替日の 9 時から入力が可能となっているが、これを 7 時から可能とする。 | 別表 1 | 1 (1)、3 (1) |

(2) 信託財産分にかかる振替請求の一時停止機能の追加

- |  |      |       |
|--|------|-------|
| ○ 外国株券等機構加入者口座の信託口からの振替請求又は信託財産表示がされている分を指定した振替請求について、一時停止機能の利用を可能とする。 | 別表 3 | (注) 4 |
|--|------|-------|

3. 施行日

平成 23 年 9 月 20 日から施行する。

以 上